

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」YouTube チャンネル 運用基準の改正点 新旧対照表 R2.2

新	旧
<p>1 YouTube チャンネル利用目的</p> <p>新潟県土木部が運用する「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の登録技術を動画により広く一般に提供し、登録技術の活用・普及を促進することを目的とする。</p> <p>2 運用責任者</p> <p>当チャンネルの運用責任者は新潟県土木部技術管理課長（以下、「甲」という。）とし、当チャンネルについての一切の権限を有する。</p> <p>3 運用者</p> <p>当チャンネルの運用者は(一財)新潟県建設技術センター（以下、「乙」という。）とし、新潟県から当チャンネルの運用に係る業務を受託しこれを運用するものとする。</p> <p>4 運用方法</p> <p>乙は、当チャンネルの運用やそのアカウントの管理について YouTube 利用規約等に基づき適切に行う。なお、いかなる者も当チャンネルを利用し YouTube パートナープログラム等により収入等を得てはならない。</p> <p>5 当チャンネルへの動画等提供者</p> <p>当チャンネルへの動画等提供者（以下、「丙」という。）は「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の登録技術を保有する企業に限定する。ただし、共同開発者は除く。</p>	<p>1 YouTube チャンネル利用目的</p> <p>新潟県土木部が運用する「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の登録技術を動画により広く一般に提供し、登録技術の活用・普及を促進することを目的とする。</p> <p>2 運用責任者</p> <p>当チャンネルの運用責任者は新潟県土木部技術管理課長（以下、「甲」という。）とし、当チャンネルについての一切の権限を有する。</p> <p>3 運用者</p> <p>当チャンネルの運用者は(一財)新潟県建設技術センター（以下、「乙」という。）とし、新潟県から当チャンネルの運用に係る業務を受託しこれを運用するものとする。</p> <p>4 運用方法</p> <p>乙は、当チャンネルの運用やそのアカウントの管理について YouTube 利用規約等に基づき適切に行う。なお、いかなる者も当チャンネルを利用し YouTube パートナープログラム等により収入等を得てはならない。</p> <p>5 当チャンネルへの動画提供者</p> <p>当チャンネルへの動画提供者（以下、「丙」という。）は「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の登録技術を保有する企業に限定する。ただし、共同開発者は除く。</p>

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」YouTube チャンネル 運用基準の改正点 新旧対照表 R2.2

新	旧
<p>6 当チャンネルで配信する動画等の募集 当チャンネルで配信する動画等は甲が丙に対して募集し、その応募については乙が窓口となり受け付けるものとする。なお、募集時期は随時とする。</p> <p>7 当チャンネルで配信することができる動画の数の上限 当チャンネルで配信することができる動画の数は1技術につき3本を上限とする。</p> <p>8 当チャンネルで配信する動画等の基準 当チャンネルで配信する動画等は次に掲げる項目を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の登録技術に関して説明する内容であり、当該制度のホームページで公表している内容に整合するもの。 ・動画の長さが5分以内であるもの。 ・YouTube でサポートされているファイル形式であるもの。 ・YouTube のコミュニティガイドラインに照らし合わせ適当と認められるもの。 ・その他不具合のないもの。 	<p>6 当チャンネルで配信する動画の募集 当チャンネルで配信する動画は甲が丙に対して募集し、その応募については乙が窓口となり受け付けるものとする。なお、募集時期は随時とする。</p> <p>7 当チャンネルで配信する動画の基準 当チャンネルで配信する動画は次に掲げる項目を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の登録技術に関して説明する内容であり、当該制度のホームページで公表している内容に整合するもの。 ・動画の長さが5分以内であるもの。 ・YouTube でサポートされているファイル形式であるもの。 ・YouTube のコミュニティガイドラインに照らし合わせ適当と認められるもの。 ・その他不具合のないもの。

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」YouTube チャンネル 運用基準の改正点 新旧対照表 R2.2

新	旧
<p>9 応募動画等の審査</p> <p>乙は、「6 当チャンネルで配信する動画等の募集」に基づき丙から応募のあった動画について「8 当チャンネルで配信する動画等の基準」により適合しているか審査するものとする。なお、この審査にあたり、乙の甲への合議は原則不要とする。</p> <p>10 応募動画等の当チャンネルへのアップロード</p> <p>乙は、「9 応募動画等の審査」で適当と認めた動画等について、速やかに当チャンネルにアップロードするものとする。また、アップロード後は「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」のホームページに相互にリンクさせる。</p> <p>11 当チャンネル配信動画等の削除について</p> <p>当チャンネルで配信する動画等が以下に掲げる項目のいずれかに該当する場合、乙は対象動画を当チャンネルから削除するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画の技術が「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」から登録抹消となった場合 ・丙が動画の削除を甲または乙に申請した場合 ・丙が同一技術の動画について再び応募し、それが「8 応募動画の審査」で適当と認められた場合（既にアップロードされていた動画が削除対象） ・甲または乙が、削除が必要であると判断した場合 	<p>8 応募動画の審査</p> <p>乙は、「6 当チャンネルで配信する動画の募集」に基づき丙から応募のあった動画について「7 当チャンネルで配信する動画の基準」により適合しているか審査するものとする。なお、この審査にあたり、乙の甲への合議は原則不要とする。</p> <p>9 応募動画の当チャンネルへのアップロード</p> <p>乙は、「8 応募動画の審査」で適当と認めた動画について、速やかに当チャンネルにアップロードするものとする。また、アップロード後は「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」のホームページに相互にリンクさせる。</p> <p>10 当チャンネル配信動画の削除について</p> <p>当チャンネルで配信する動画が以下に掲げる項目のいずれかに該当する場合、乙は対象動画を当チャンネルから削除するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画の技術が「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」から登録抹消となった場合 ・丙が動画の削除を甲または乙に申請した場合 ・丙が同一技術の動画について再び応募し、それが「8 応募動画の審査」で適当と認められた場合（既にアップロードされていた動画が削除対象） ・甲または乙が、削除が必要であると判断した場合

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」YouTube チャンネル 運用基準の改正点 新旧対照表 R2.2

新	旧
<p>1 2 動画等の提供に係る同意</p> <p>丙は、「6 当チャンネルで配信する動画等の募集」に基づく応募をもって、当チャンネルに動画をアップロードされたことに伴ういかなる損害やトラブルについて単独で責任を負うことに同意したものとす。</p> <p>1 3 当チャンネル配信動画へのコメント</p> <p>甲、乙及びその関係者は、当チャンネル配信動画へのコメントに個別に返信しないものとする。なお、丙及び丙の関係者が当チャンネル配信動画に各自のアカウントでコメント等することに制約は設けないが、これについては、各々が YouTube のコミュニティガイドラインを遵守徹底すること。</p> <p>1 4 その他</p> <p>この運用基準に定めのない事項については、その都度、関係者が協議のうえ決定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この運用基準は、令和元年7月5日から施行する。</p> <p>2 令和2年2月12日に一部改正、令和2年4月1日施行</p>	<p>1 1 動画提供にかかる同意</p> <p>丙は、「6 当チャンネルで配信する動画の募集」に基づく応募をもって、当チャンネルに動画をアップロードされたことに伴ういかなる損害やトラブルについて単独で責任を負うことに同意したものとす。</p> <p>1 2 当チャンネル配信動画へのコメント</p> <p>甲、乙及びその関係者は、当チャンネル配信動画へのコメントに個別に返信しないものとする。なお、丙及び丙の関係者が当チャンネル配信動画に各自のアカウントでコメント等することに制約は設けないが、これについては、各々が YouTube のコミュニティガイドラインを遵守徹底すること。</p> <p>1 3 その他</p> <p>この運用基準に定めのない事項については、その都度、関係者が協議のうえ決定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この運用基準は、令和元年7月5日から施行する。</p>